

国連の改革と強化等に向けた提言  
【外交調査会提言】

令和5年4月27日  
自由民主党政務調査会

【現状認識】

- 安保理常任理事国のロシアによるウクライナ侵略に対し、安保理は有効に機能できていない。これは、国連創設時から内在していた拒否権の問題が改めて表面化したもの。
- 上記のような状況を受けて、昨年のハイレベルウィークでは、前年の倍近くの約70か国が安保理改革に言及し、バイデン米国大統領も常任・非常任の双方拡大を含む安保理改革への前向きな姿勢を示した。
- 国際社会における対立と国家間競争が厳しくなる中で、安保理改革は決して容易な課題ではない。紛争、テロ、食料・エネルギー危機、感染症、気候変動、開発など、国際社会が直面する課題に取り組む上で、193の加盟国と多様な専門機関等を擁する国連をいかに機能させていくかは喫緊の課題であり、安保理改革はもちろん、国連全体の機能強化が必要。
- 事務総長が主導する2024年の未来サミットや、2025年の国連創設80周年も視野に入れつつ、本年は日本がG7議長国や安保理非常任理事国を務めていることも踏まえ、日本が、国連の歴史を振り返りながら、その改革と実効性のある新たな国際秩序構築に積極的な役割を果たすことが重要。

【提言】

1. 安保理改革と国連全体の機能強化

- 安保理改革では、インド、ブラジル及びドイツをパートナーとするG4の枠組みにおける取組みを振り返り、その意義を確認しつつ、常任・非常任双方の議席拡大を目指し、国連における議論をリードるべき。安保理改革やすでに死文化が確認されている「旧敵国条項」の削除を含め、必要な国連憲章改正に向けた一層の取組みをすべきである。

- 大規模残虐行為の際には拒否権行使を抑制すべきとの仏メキシコ政治宣言や、非常に限定された特別な状況を除き拒否権行使を抑制するとのバイデン米大統領の発言等も念頭におきつつ、国連憲章27条3にある紛争当事国の場合には投票を棄権することを含め、常任理事国が対応すべき方策を模索すべき。
- 国連は、多国間主義に基づき、法の支配を推進し、国際秩序を形成する場であり、この観点からも一層活用すべき。昨年4月には、総会で常任理事国に拒否権行使の説明責任を負わせるリヒテンシュタイン主導の決議が採択されるなど、国連の機能強化に向けた努力が行われている。この決議のより実効的な実施の方途を検討するとともに、安保理が機能しない場合も念頭に、国連総会、事務総長、平和構築委員会等の役割を高めるべく、具体的対応を検討すべき。

## 2. 新興国・途上国との関係強化とグローバルな課題への対応

- 安保理理事国として、アフリカ、中東、中南米などグローバル・サウスが直面する紛争、テロ、食料・エネルギー危機、感染症、気候変動、開発等の多様で複合的な課題に対処するため、各国の事情も踏まえたきめ細かな外交を展開していくべき。

## 3. 国連外交の実施体制強化

- グローバル・サウスが直面する諸課題に率先して貢献するために、国連等の国際機関への拠出金を含むODAの拡充・強化、外交体制の強化を含む外交人員・予算拡充を更に進めるべき。
- 国連外交の重要なアセットである日本人職員・幹部を更に増加する。そのために、JPOや中堅職員派遣制度（国際機関幹部候補職員派遣制度）を拡充し、オールジャパンで中長期的な国際機関幹部人材の育成・送り込みを戦略的に進めるべき。

以上